

ダウンロード

青梅市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要綱

青梅市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要綱

平成15年12月1日

実施

改正 平成18年4月1日 平成22年4月1日
平成24年8月28日 平成26年8月19日

1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）にもとづく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第111号）第39条（第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第130条、第134条、第145条、第167条、第180条、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）、青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第33号）第40条（第59条、第80条、第108条、第128条、第149条および第202条において準用する場合を含む。）および第175条（第189条において準用する場合を含む。）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第27条（第30条において準用する場合を含む。）、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）第38条（第52条において準用する場合を含む。）、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）、東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第98号）第36条（第51条において準用する場合を含む。）、東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第39号）第27条、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）第3条、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）第36条（第46条、第56条、第62条、第74条、第84条、第93条、第107条、第115条、第123条、第142条、第159条、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）、青梅市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第34号）第37条（第65条および第86条において準用する場合を含む。）ならびに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第26条（第32条において準用する場合を含む。）の規定による事故が発生した場合ならびに東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第12(1)で規定する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する際に事故が発生した場合におけるサービス提供事業者（以下「事業者」という。）の青梅市長（以下「市長」という。）への事故報告（以下「報告」という。）の手續等について必要な事項を定め、事故の速やかな解決および再発防止に資することを目的とする。

2 報告すべき事故の範囲

(1) 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービスまたは宿泊サービスの提供に伴い発生した事故とし、次のアまたはイに掲げるものとする。

ア 原因等が次のいずれかに該当する場合

- (ア) 身体不自由、認知症等に起因するもの
- (イ) 施設の設備等に起因するもの
- (ウ) 感染症、食中毒またはかいせんの発生
- (エ) 地震等の自然災害、火災または交通事故
- (オ) 職員、利用者もしくは第三者の故意または過失による行為およびそれらが疑われる場合
- (カ) 原因を特定できない場合

イ 次のいずれかに該当する被害または影響がある場合

(ア) 利用者が死亡、けが等、身体的または精神的被害を受けた場合

(イ) 利用者が経済的損失を受けた場合

(ウ) 利用者が加害者となった場合

(エ) その他事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、前号に該当する場合を含め報告を要しないものとしてすることができる。

ア 比較的軽易なけがの場合

イ 老衰等により死亡した場合

(3) 前2号にかかわらず、市長から報告を求められた場合は、報告を要するものとする。

3 報告内容

(1) 報告する事故は、事故当事者である介護サービス利用者が青梅市（以下「市」という。）の被保険者である場合および事業所または施設所在地が市内の場合とし、報告すべき内容は、次に掲げるものとする。

ア 報告日

イ 事業所名、所在地、管理者名および電話番号

ウ 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度および電話番号

エ 事故発生時の状況

(ア) 発生日時

(イ) 発生場所

(ウ) 事故の概要（原因、経緯、被害状況等）

(エ) 利用医療機関名

(オ) 事故時の対応状況

カ 事故後の対応

(ア) 利用者の状況（事故対応後）

(イ) 再発防止の取組

(ウ) その他

(2) 報告は、事故報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）により行う。ただし、途中経過の報告については、これによらないこともできる。

4 報告の手順

報告の手順は、次の各号による。

(1) 第一報

事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに、家族および居宅介護支援事業者に連絡するとともに、前項第1号アからエまでの内容について報告書を市長に提出する。ただし、緊急を要するものについては、報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過および最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で前項第1号カの内容を含む最終報告を報告書により遅滞なく市長に提出する。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合、前項第1号カの内容についても、第一報の報告書に記載するものとする。

5 事故対応

事故への対応は、次の各号による。

(1) 市長は、事故の報告を受けた際、当該事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

(2) 対応する事故は、事故当事者が市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市区町村の被保険者にかかる事故についても、当該市区町村と連携し対応するものとする。

(3) 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会または他の市区町村と連携を図るものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

7 実施期日

この要綱は、平成15年12月1日から実施する。

8 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、平成24年8月28日から実施し、同年4月1日から適用する。

(4) この要綱の一部改正は、平成26年8月19日から実施する。

様式 (省略)